



客引き行為等禁止区域

では

客引き
行為

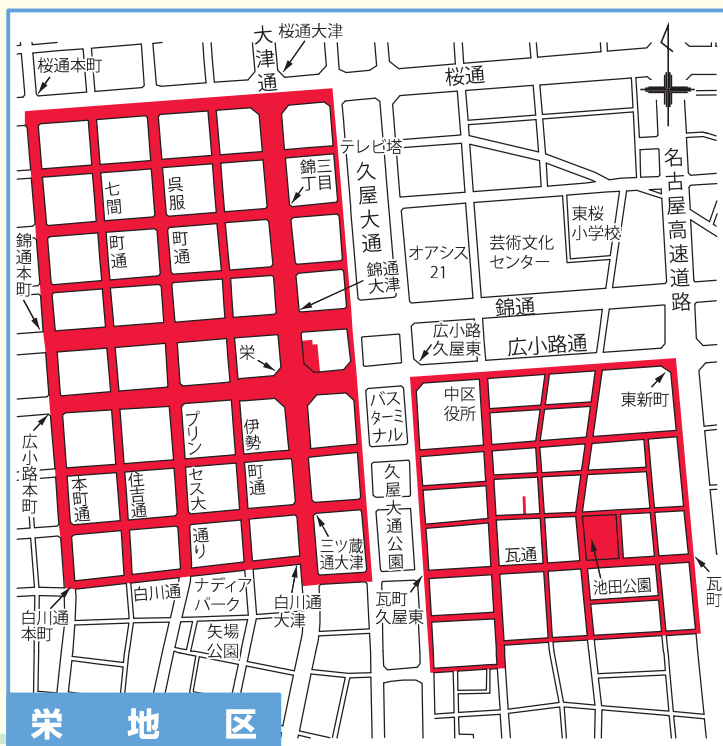
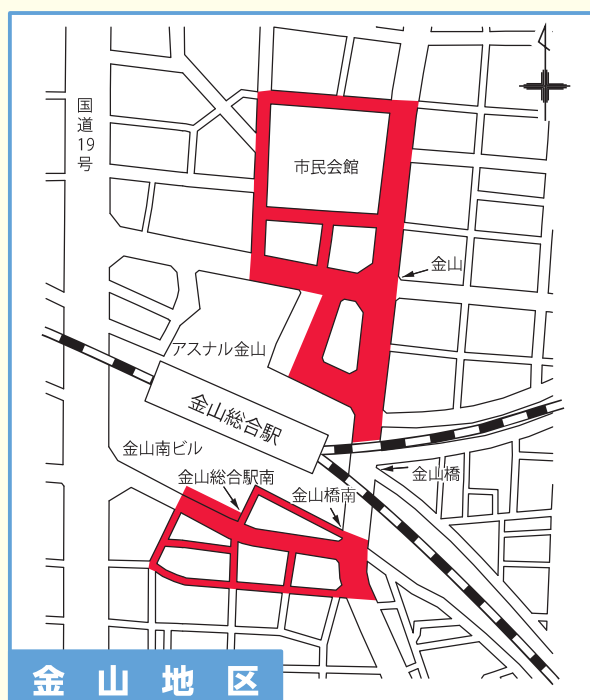
勧誘
行為

客待ち
行為

勧誘待ち
行為

が禁止!!

禁止区域図




禁止区域において、客引き行為等を行い、または行わせた場合には罰則があります

市は、違反者に対して、指導・勧告・命令を行います。さらに、命令に違反した場合には、5万円の過料が科されることがあります。また、あわせて氏名や住所などを公表することがあります。

法人または人の業務に関し、違反者が過料を科された場合、その法人または人に対しても5万円の過料が科されます。(両罰規定)

事業者等は禁止区域以外の公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせる場合には安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。

凡例  客引き行為等禁止区域
※区域とは上記に示した道路、公園、その他の公共の用に供する場所を示す

客引き行為等とは 公共の場所(道路、公園など)で行われる次の行為をいいます。

客引き行為 (いわゆるキャッチ)



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいいます。

勧誘行為 (いわゆるスカウト)



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいいます。

客待ち行為・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。

客引き行為・勧誘行為とは 次の①～③を全て満たす行為です

1

公共の場所で行う

道路、公園など

2

相手方を特定して行う

通行人などの中から、特定の人に近付いて行く、寄り添いながら行く、足を止めさせて行く など

3-1

客とするために誘う

お客となるようお店を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、店へ誘う など

客引き行為

3-2

役務に従事するように誘う

仕事に従事するよう職を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、職場へ誘う など

勧誘行為

この条例による

規制の対象とならない行為 不特定の者に対する以下の行為は、この条例では規制の対象となりません。

ティッシュ・チラシ等を配布する行為



例えば... 通行人に対して店の名前や割引券が入ったティッシュを配布する行為

呼びかける行為 看板を持って宣伝する行為



例えば... 通行人に対して、「いらっしゃい、いらっしゃい」と呼びかけるのみの行為や看板を持って宣伝する行為

※これらの行為であっても、相手方を特定し、客となるように誘う行為や役務に従事するよう誘う行為に発展した場合は、客引き行為等に該当することがあります。

※本条例の規定に関わらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「愛知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」など、その他の法令に違反する行為は、処罰の対象となります。

問合せ先 名古屋市地域安全推進課

TEL:052-972-3099 FAX:052-972-4823

名古屋市公式ウェブサイト

客引き行為等対策の推進に関する詳細は右記QRコードからご覧いただけます。



※イラストは全てイメージです。